島本町ホームページ広告掲載取扱要綱

(平成21年 2 月 6 日) 最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町(以下「町」という。)がインターネット上に公開しているホームページ(以下「町ホームページ」という。)への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。
 - (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (3) 公職の候補者(当該候補者になろうとする者及び公職選挙法(昭和25年法律 第100号)第3条に規定する公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、又は これに反対するもの
 - (4) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
 - (5) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - (6) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
 - (7) ウイルス感染等について、万全なセキュリティ対策が行われていないもの
 - (8) 掲載内容が事実と異なるもの
 - (9) 次に掲げる業者の広告
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)に規定する風俗営業及びこれに類する業種のもの
 - イ ギャンブルに関する業種(ただし、当せん金付証票法(昭和23年法律第14 4号)に規定する当せん金付証票に係るものを除く。)のもの
 - ウ 美容整形その他法令等に定めのない医療類似行為(整体院、カイロプラクティック、エステティック、気功等)を行う業種のもの
 - エ 専ら債権の取立て又は示談の引受けを行う業種のもの
 - オ 業界団体に加盟していない結婚相談所、交際紹介業等の業種のもの
 - カ 探偵社、身元調査会社等の業種のもの
 - キ 占い、運勢判断等の業種のもの
 - (10) 次に掲げる事業者の広告
 - ア 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業のうち、専ら消費者金 融業又は事業者金融業を営む事業者のもの
 - イ 投資顧問業、抵当証券業、金融先物取引業、商品先物取引業その他利殖を目的

- とした投資又は投機のあっせん、勧誘、募集等を行う事業者のもの
- ウ 行政機関から行政指導を受け、改善がされていない事業者のもの
- エ 島本町制限付き一般競争入札要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けている 事業者のもの
- オ 暴力団員が経営に関与し、又は、暴力団若しくは暴力団員を利用している事業 者のもの
- カ 町ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)の名称、 所在地及び連絡先の明示がなく、客観的に責任の所在が明らかでない事業者のもの
- (11) 次に掲げる内容の広告
 - ア 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
 - イ 他者をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
 - ウ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせるなど、不安を与えるおそれのあるもの
 - エ 国内世論が大きく分かれているもの
 - オ 暴力、覚醒剤等の犯罪を肯定し、又は助長するもの
 - カ 残酷な描写等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - キ 性に関する表現であって、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの
 - ク 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
 - ケ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - コ 人材募集に見せかけた売春等の勧誘若しくは斡旋又は商品の売りつけ若しく は徒募集の疑いのあるもの
 - サ 広告を掲載することにより町の社会的な信用又は公平性を損なうおそれのある もの
- (12) その他、広告として不適当であると町長が認めるもの
- 2 前項の規定は、広告主が広告からのリンク先として指定したホームページの内容 についても適用する。

(広告掲載の募集)

- 第3条 広告の募集は、広報誌又は町ホームページ、広告取扱事業者(以下「広告代理店」という。)による募集、その他効果的な方法により行うものとする。 (広告掲載の申込み等)
- 第4条 広告主又は広告代理店(以下「広告主等」という。)は、第2条に規定する 事項を確認し、島本町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)及び広告掲載デ ータ(以下「バナー画像」という。)を町長に提出し、当該広告の掲載について協 議した上で、町長の承認を受けなければならない。

(申請の審査)

- 第5条 前条の申込書の提出を受けたときは、政策企画課において広告掲載の適否を 決定し、島本町ホームページ広告掲載申込に係る審査結果通知書(様式第2号)に より広告主等に通知するものとする。
- 2 前項の適否の決定の際に、掲載に疑義が生じた場合、次条に規定する審査委員会を開催し、広告掲載の適否を審査するものとする。

(審査委員会)

- 第6条 広告掲載の適否を審査するため、審査委員会(以下「審査会」という。)を 置く。
- 2 審査会の委員長は、政策企画課長をもって充て、会務を総理する。
- 3 審査会の委員は、人権文化センター所長、総務・債権管理課長、にぎわい創造課 長とする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員 が委員長を代理する。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席するときは、委員が指名する者に代 理出席させるものとする。
- 6 委員長は、必要に応じ関係課長等を出席させることができる。 (広告の掲載場所等)
- 第7条 広告の掲載場所は、別表で定めるページとし、当該ページ内での掲載位置及 び掲載位置の変更は、町長が決定するものとする。
- 2 掲載できる広告数(以下「掲載可能件数」という。)を超える申込みがあったと きは、町内に事業所を有する申込者を優先する。なお、その場合においても掲載可 能件数を超えるときは抽選とする。

(広告の規格等)

- 第8条 広告規格は、別表に定めるとおりとする。
- 2 ホームページへ掲載するバナー画像は、JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針―情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス―第3部:ウェブコンテンツ(以下「ウェブコンテンツJIS」という。)の規定に配慮しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、バナー画像を高速で点滅させることはできない(部分的なものを含む)。
- 4 前各項に掲げるもののほか、バナー画像のデザインに関して必要な事項は、町長と広告主等が協議した上で、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

- 第9条 広告の掲載期間は、原則1月単位とする。ただし、町長が認めた場合、2月 以上の連続した期間の掲載を認めるものとする。
- 2 広告は、月の初日の午前9時から掲載を始め、その次の月の初日の午前9時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中に、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、 閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間について、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告主等が町長に支払う広告の掲載料金は、町長と広告主等とで別に契約 する金額とする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主等は、広告の掲載決定後、町長が指定する期日までに、広告掲載料 を一括して納付しなければならない。

(広告主等の責務)

- 第12条 広告の内容等に関する責任は、広告主等が負うものとする。
- 2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(広告内容の変更)

- 第13条 広告主等は広告掲載決定後において、次の各号に該当する時は、島本町ホームページ広告掲載内容等の変更届出書(様式第3号)により、速やかに町長に届け出るものとする。
 - (1) バナー画像を変更するとき
 - (2) リンク先のアドレスを変更するとき
- 2 前項の変更届出書の届出を受けたときは、政策企画課において変更の適否を決定し、島本町ホームページ広告掲載内容等の変更届出に係る結果通知書(様式第4号)により広告主等に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

- 第14条 広告主等は広告の掲載決定後において、自己の都合により、広告の掲載を 取り下げようとする場合は、島本町ホームページ広告掲載取下げ届出書(様式第5 号)により、町長に届け出るものとする。
- 2 前項の規定により、広告の掲載を取り下げた場合は、既に納付している広告掲載 料は返還しない。

(広告掲載の取消)

- 第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載期間中であっても 広告主等への催告その他何らかの手続を要することなく、広告掲載を取り消すこと ができる。
 - (1) 広告主のホームページが事前に連絡がなく閉鎖されたとき。
 - (2) 広告主のホームページの内容が広告掲載申込時から変更され、第2条各号の規定に該当する状態に至ったとき。
 - (3) その他広告主の反社会的行為、非社会的行為等広告主に関係する事情により当該広告主の広告を掲載することが不適当であると町長が判断したとき。

(疑義の決定)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、平成21年2月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に広告掲載がなされている広告については従前のもの とする

附則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

広告掲載 ページ	サイズ・容量	ファイル 形式	注記
トップページ	縦 70ピクセル 横 180ピクセル 9キロバイト 以内	GIF JPEG	・GIFアニメは2画面までとし、 切替えの間隔は2秒以上とする。コントラストの強い画面の反転は避ける。 ・画像内には、広告主の社名、サービス名(又はこれに準じるものを含む。)のいずれかの明記がされていること。

島本町ホームページ広告掲載申込書

島本町長 様

申 込 者住 所事業者名代表者名

ホームページにバナー広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。 なお、掲載が認められた場合は、島本町ホームページ広告掲載取扱要綱を遵 守します。

掲載希望期間		年	月1日から	年	月	1日まで
リンク先URL						
	業者名:					
広告主	住所:					
	電話番号	•				
業種						
事業概要						

島本町ホームページ広告掲載申込に係る審査結果通知書

申込者

様

島本町長

年 月 日付けで提出のありました島本町ホームページ広告掲載 申込について、審査の結果を通知します。

審査結果

□バナー広告の掲載を認めます。	
□バナー広告の掲載を認めません。	
(理由:)

掲載条件

掲載期間	年 月1日から 年 月1日まで
広告主	
広告掲載料	円 ※指定の納入書により、指定期日までにお支払いください。
その他	島本町ホームページ広告掲載取扱要綱を遵守してください。

島本町ホームページ広告掲載内容等の変更届出書

島本町長 様

申 込 者 住 所 事業者名 代表者名

島本町ホームページに掲載されているバナー広告を次のとおり変更したいので、島本町広告掲載取扱要綱第13条第1項の規定により、変更届書を提出します。

なお、広告掲載にあたっては、島本町ホームページ広告掲載取扱要綱を遵守 します。

変更期間	年	月	日から	年	月	日まで
広告主						
□バナー画像の変更						
□リンク先のアドレス の変更						
※バナー画像の変更の場合は変更後のデータまたはデザイン案を添付してください						

島本町ホームページ広告掲載内容等の変更届出に係る結果通知書

申込者

様

島本町長

年 月 日付けで提出のありました島本町ホームページ広告掲載 内容等の変更届出について、審査の結果を通知します。

審査結果

□変更を認めます。	
□変更を認めません。	
(理由:)

掲載条件

掲載期間	年	月	日から	年	月	日まで
広告主						
その他	島本町ホーム	ページ	広告掲載取扱	要綱を遵	守して	ください。

島本町ホームページ広告掲載取下げ届出書

島本町長 様

申 込 者住 所事業者名代表者名

島本町ホームページに掲載されているバナー広告の掲載を取り下げたいので、 島本町広告掲載取扱要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり取下げ届 出書を提出します。

記

取下げ年月日	年	月	日		
広告主					
取下げの理由					